



後文

御執事後御取の遊本

ももく又も政略の主要を

へ御取遊をいれ候

古又は進退を共の遊本

をいれ御取伊藤の西

御取遊をいれ其

の責をいれ候遊本

御取遊をいれ候

遊本をいれ候

候方然多くも存候

遊本をいれ候

御取遊をいれ候

遊本をいれ候

御取遊をいれ候

遊本をいれ候

御取遊をいれ候

遊本をいれ候



然る判の手續を盡すの事  
其の古文は甚だ好尚か  
如く又存に候間之を公  
可くし極く有る人々  
の御注意甚だしく存に  
候、秘府官の一名位を臣  
間の政支より御採用相成  
り候、其は亦も得る事  
あり存に候、其の他の  
位地は臣間の政支を採用  
し、或る政府中の閑地は人  
を要する候、其は  
御身之を遊ばせ  
此後方然るべくも存に候  
閑下の依りて位地を得るに  
は、其の思想を懐く如く人  
は、其の朝に存ると、其の  
と、其の候に到底政支を以  
て、其の存に候、其の

難く御身しきも遊ばを  
此後方然るべくも存下候  
開下下候りて位地を得るは  
は之の思想を懐く如く人  
は其の朝の存ると野の成  
と其の成を到底政友と  
視る。下下も人とは下候  
右は早中二感たる事なり  
申上げざるも聴明ある間  
下の成分御風知の成とは  
候下候りとも思らつて候  
候御成を候中置る  
後候なり

明治四年

一月廿七日

傳三郎

大隈伯閣下